

船舶事故調査報告書

令和元年11月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	漕手死亡																																																											
発生日時	不明（令和元年7月6日 15時00分ごろ～7月7日 08時25分ごろの間）																																																											
発生場所	不明（鹿児島県瀬戸内町曾津高埼沖）																																																											
事故の概要	手漕ぎボート（船名なし）の漕手は、落水して溺死した。																																																											
事故調査の経過	令和元年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																																																											
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし）、重量不詳 なし、不詳 約4.8m×約0.9m×約0.3m、FRP 機関なし、不詳																																																											
乗組員等に関する情報	漕手 男性 73歳																																																											
死傷者等	死亡 1人（漕手）																																																											
損傷	なし																																																											
気象・海象	<p>気象：天気 曇り</p> <p>瀬戸内町曾津高埼灯台の南東方約11.5海里（M）に位置する古仁屋地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日時</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6日 15:00</td> <td>南東</td> <td>2.3</td> <td>南南東</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>南南東</td> <td>2.5</td> <td>南南東</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>17:00</td> <td>東南東</td> <td>1.5</td> <td>南東</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>18:00</td> <td>東南東</td> <td>2.1</td> <td>東南東</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>19:00</td> <td>東</td> <td>1.6</td> <td>東南東</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>20:00</td> <td>東</td> <td>0.3</td> <td>東</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>21:00</td> <td>東北東</td> <td>0.3</td> <td>北東</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>22:00</td> <td>東北東</td> <td>0.4</td> <td>東</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>23:00</td> <td>静穏</td> <td>0.1</td> <td>北東</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>7日 00:00</td> <td>静穏</td> <td>0.2</td> <td>東南東</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	日時	平均		最大瞬間		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	6日 15:00	南東	2.3	南南東	3.9	16:00	南南東	2.5	南南東	3.3	17:00	東南東	1.5	南東	2.5	18:00	東南東	2.1	東南東	2.7	19:00	東	1.6	東南東	3.1	20:00	東	0.3	東	1.5	21:00	東北東	0.3	北東	1.0	22:00	東北東	0.4	東	1.3	23:00	静穏	0.1	北東	0.6	7日 00:00	静穏	0.2	東南東	0.7
日時	平均		最大瞬間																																																									
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)																																																								
6日 15:00	南東	2.3	南南東	3.9																																																								
16:00	南南東	2.5	南南東	3.3																																																								
17:00	東南東	1.5	南東	2.5																																																								
18:00	東南東	2.1	東南東	2.7																																																								
19:00	東	1.6	東南東	3.1																																																								
20:00	東	0.3	東	1.5																																																								
21:00	東北東	0.3	北東	1.0																																																								
22:00	東北東	0.4	東	1.3																																																								
23:00	静穏	0.1	北東	0.6																																																								
7日 00:00	静穏	0.2	東南東	0.7																																																								

01:00	東	0.6	東南東	1.1
02:00	北東	0.3	東	1.1
03:00	東	0.3	東	0.7
04:00	北東	0.8	北北西	1.3
05:00	静穏	0.2	東	0.8
06:00	南南東	0.4	南南東	1.3
07:00	北西	0.7	西北西	1.6
07:30	南南東	0.8	北	1.8

海象：うねり 波向南南西、波高約1.4m、潮流 北西流約0.5ノット、水温 約27℃

鹿児島県奄美地方には、令和元年7月3日16時14分に波浪注意報が発表され、6日14時50分に解除された。

全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による名瀬港の波浪観測値は、次のとおりであった。

日時	有義波		波向
	波高(m)	周期(s)	
6日 15:00	1.31	7.8	西南西
16:00	1.55	7.7	西
17:00	1.51	8.0	西
18:00	1.41	7.8	西
19:00	1.34	7.8	西
20:00	1.62	8.1	西
21:00	1.39	8.0	西南西
22:00	1.28	7.7	西
23:00	1.31	8.0	西
7日 00:00	1.31	7.4	西
01:00	1.45	8.1	西南西
02:00	1.59	7.8	西
03:00	1.73	8.0	西南西
04:00	1.45	8.3	西南西
05:00	1.35	8.0	西南西
06:00	1.38	8.7	西
07:00	1.52	9.1	西
07:20	1.38	9.0	西
07:40	1.44	9.0	西

事故の経過

本船は、漕手が1人で乗り、釣りをを行う目的で、令和元年7月6日、鹿児島県瀬戸内町西古見漁港を出発した。
漕手の家族は、15時00分ごろ、漕手の携帯電話に電話を掛けた

	<p>際、漕手から本船が海上で流されている旨を聞いたので、すぐに帰港するように伝えた。</p> <p>漕手の家族は、17時00分以降に何度か漕手の携帯電話に電話を掛けたが繋がらず、21時30分ごろ、漕手が滞在している西古見地区の知人に、本船が西古見漁港に帰港しているか確認を依頼したところ、知人から本船が帰港していないと連絡があった。</p> <p>知人は、22時20分ごろ118番通報を行い、漕手の捜索を依頼した。</p> <p>海上保安庁は、巡視船艇2隻及び固定翼機1機で広域の捜索を開始し、固定翼機により、翌7日07時30分ごろ、曾津高埼灯台から真方位335° 1.5M付近で転覆した状態の本船を発見し、巡視船により回収した。</p> <p>漕手は、08時25分ごろ、巡視艇により、曾津高埼灯台から真方位291° 1.7M付近でうつ伏せ状態で漂流しているところを発見され、同巡視艇に收容され、病院に搬送された後、医師により死亡が確認され、司法解剖の結果、死因は溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、パドルが発見されず、また船体に損傷はなく、他船等と衝突した痕跡もなかった。</p> <p>本船は、船底から船縁頂部までの高さが約0.3mであった。</p> <p>漕手は、長袖の上着に長ズボン、その上に膨張式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>漕手の携帯電話は、本事故後、漕手の着衣のポケットから発見された。</p> <p>漕手の家族によれば、漕手は、健康状態に問題はなかったように見えた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>漕手は、溺死した。</p> <p>本船は、西古見漁港から単独で出発し、漕手の家族が7月6日15時00分ごろ漕手と電話で会話した後、翌7日08時25分ごろうつ伏せ状態で漂流している漕手が発見されたことから、この間において、本船が転覆して漕手が落水して溺水したか、もしくは漕手が落水して溺水した後に本船が転覆した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、これらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、曾津高埼沖において、南南西方からのうねりがあり、波高約1.4mの波がある状況下で釣りを行っていた可能性があると考えられるが、漕手が、出発前に気象情報を入手し、出発の可否を判断し</p>

	たかどうかについては、明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、本船が、西古見漁港から単独で出発した後、漕手が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷（水面から舷縁までの距離をいう。）が小さい船舶は、波を受けて浸水し、転覆するおそれがあるので、出航前に気象情報を入手し、出航の可否を適切に判断すること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

